



マイナンバーカードの受取はお早めに

☎ 住民生活課 ☎ 53・2112

《マイナンバーカードのお受取がお済みでない方へ》

マイナンバーカードの申請がお済みの方で、カードの受取期間が経過されている方は、お早めに窓口でお受取の手続きをお願いいたします。窓口混雑のため**カードの受取にはご予約が必要です**。事前にお電話にてご予約ください。

◆受付日時

平日 9:00～17:00

(6月6日・15日・20日・29日は9:00～18:45)

◆カード受取時にご持参いただくもの

- ①本人確認書類（運転免許証、学生証、保険証、各種受給者証等 ※顔写真のない書類は2点必要です）
- ②交付通知書（はがき）
- ③通知カード（お持ちの方）

※マイナンバーカードの代理人によるお受取について

マイナンバーカードは、原則ご本人が泉崎村役場でのお受取となりますが、**代理人によるお受取ができる範囲を拡大します**。対象者は下記のとおりです。来庁時は代理人の本人確認書類も必要です。詳細はお問い合わせください。

- ・病気、身体障がいのため来庁が困難な方、要介護、要支援認定を受けた方
- ・成年被後見人
- ・高校生、高専生、中学生、小学生及び未就学児
- ・75歳以上の高齢者
- ・長期入院者、施設入所者
- ・身体以外の障がいがある方
- ・妊婦
- ・海外留学をしている方



《今月の休日開庁日》

平日の来庁が困難な方は、**6月11日（日）**マイナンバーカード申請・交付窓口を開設します。休日窓口の開庁時間は8:30～12:00（最終受付 11:30）です。来庁の際は事前にご予約が必要です。

《マイナポイントの申込期限は9月末まで》

マイナポイントはマイナンバーカードをお持ちの方が好きなキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントです。最大で**20,000円相当のポイント**を受け取ることができます。マイナポイントの申請期限は**9月末まで**です。※マイナポイントを受け取ることができる決済サービスについては、マイナポイント事業HPをご覧ください。

住民生活課では、マイナポイントの申込サポートもしております。サポートは予約制です。サポートのご予約・お問い合わせは住民生活課までお電話ください。

◆対象者

令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請がお済みの方（カードを既に取得された方も含む）

◆ご持参いただくもの

- ①マイナンバーカード
- ②暗証番号（数字4桁）
- ③各種キャッシュレス決済サービス※詳細はお問い合わせください。
- ④ご本人様名義のキャッシュカード、または通帳（公金受取口座未登録の方）

※マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限切れに伴い電子証明書の更新を行った場合、当日中にマイナポイントの申込ができないことがあります。

塗装(ペンキ)工事なら

見積り無料

【工事内容】

塗装工事一般・各種吹付住宅内外・店舗・高層ビル・工場設備塗装・店舗什器・家具塗装

塗装の事なら何でもご相談下さい

*職人(経験者)見習い募集中

県知事許可(般-2)第27330号

塗装工事一般・各種吹付・家具塗装

MBK・エム美装工芸社

(労大臣認)一級建築塗装技能士(95-1-060-07-11)

〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字鶴番小屋9番地

☎0248(53)4066 FAX(21)6678

児童手当の支給について

☎ 住民生活課 ☎ 53・2112

◆特例給付の支給に係わる所得上限が設けられます。

所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

例) 児童1人の場合、受給者の所得が896万円以上である場合は支給されません。なお、扶養親族等の数によって所得上限限度額が異なります。

◆現況届の提出が不要になります。

毎年6月に提出していた現況届が不要になります。ただし次の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が泉崎村と異なる方
- ②支給要件児童の住民票がない方（別居監護等）
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④その他、泉崎村から提出の案内があった方

提出が必要な方については、現況届を送付していますので、6月30日（金）までに提出してください。

◆支給対象 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校卒業前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

*児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

◆支給時期 原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2月～5月分の手当を支給します。

◆その他 内容等に変更があった場合は、届出が必要です。住民生活課までお問い合わせください。



教育費にいくらかけてる?



どれくらいの方が仕事をさがしているの?



かぼちゃはいつ頃がお安いのかしら?

変化が見える、暮らしに役立つ

とうけい ちょうさ

統計調査

国が実施する調査です



家計が見える

家計調査



雇用が見える

労働力調査



物価が見える

小売物価統計調査

統計調査員がお伺いしましたら、ご回答をお願いします。

◀ 携帯・スマホはこちらから <https://www.stat.go.jp/> 統計局

※一部の機種・アプリでは読み取れない場合があります



お客様の喜び

ハウスクリーニング 白河装美

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1
TEL&FAX 0248-21-5143

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限会社 齋藤 電 工

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1
TEL 53-2914 FAX 53-4566

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を支給します 問 住民生活課 ☎ 53・2112

食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、国の事業として「子育て世帯生活支援特別給付金」(ひとり親世帯以外分)が支給されることになりました。

◆支給対象者

次の①、②にいずれにも該当する方

- ①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象であった方
- ②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育する児童であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
(令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

※児童扶養手当受給者の方で、ひとり親分の給付金を受給した方は対象外となります。

◆支給額 児童1人当たり一律5万円

◆申請手続 ◎申請が不要な方：令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象であった方

※該当の方には、5月中旬に案内通知を発送しております。

◎申請が必要な方：令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育する児童であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

◆申込期間 令和5年6月1日(木)～令和6年2月29日(木) 必着

◆必要申請書類

- ①低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)
- ②本人確認書類の写し
- ③受取口座を確認できる書類の写し
- ④簡易な収入(所得)見込額の申立書(申請者と配偶者の両方が必要)
- ⑤収入額や必要経費がわかる書類(給与明細書、年金振込通知書)

※給与明細や帳簿など、書類の提出ができない場合は、事前に担当係までご連絡ください。

◆提出先 住民生活課

◆お問い合わせ こども家庭庁コールセンター 0120-400-903
(受付時間 平日9:00～18:00)

樹木や生垣等の適切な管理について

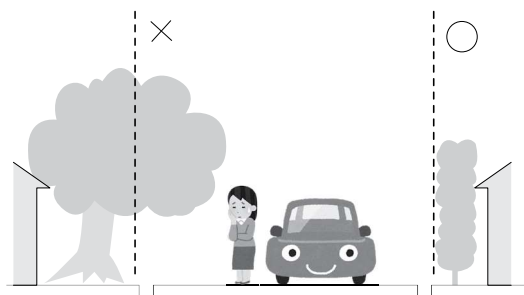
問 建設水道課 ☎ 53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。(民法第717条・道路法第43条)

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いいたします。(民法第233条)



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うようお願いします。